

高知県立大方高等学校通信制学友会会則

大方高等学校通信制

- 第1条 本会は高知県立大方高等学校通信制学友会と称し、事務局を高知県立大方高等学校通信制（以下「通信制」という。）内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と母校愛の向上をはかるとともに、通信制の振興・発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。
- 1 会報・会員名簿の発行
 - 2 通信制教育の振興・発展に必要と認める学校の諸活動の援助
 - 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本会は次の会員を持って組織する。
- 1 正会員 通信制の在学者・卒業者
 - 2 賛助会員 通信制の職員並びに職員であった者
 - 3 名誉会員 通信制の発展向上に功労のあった者で総会の承認を得た者
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 1 会 長（1 名）会務を総理し、会を代表する。正会員の中から総会で選出する。
 - 2 名誉会長（1 名）会長と密接に連携し、会の運営発展に寄与する。本校の校長を推戴する。
 - 3 副 会 長（2 名）会長を補佐し、会長の事故ある時はその職務を代行する。正会員の中から総会で選出する。ただし、1名は通信制の教頭を充てる。
 - 4 委 員（若干名）会務を分担し、事業を推進する。正会員の中から会長が委嘱する。（卒業年度別委員をこれに充てる。）
 - 5 顧 問（若干名）会長の諮問に応じ会の運営に寄与する。総会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
 - 6 監 査（2 名）会計を監査し、その結果を総会に報告する。正会員の中から総会で選出する。（当分の間、新卒業生の中から選出する。）
 - 7 幹 事（若干名）委嘱された事務を処理する。通信制の現職員中から会長が委嘱する。
 - 8 会 計（1 名）委嘱された会計事務を処理する。通信制職員を充てる。
- 第6条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。欠員を生じた場合は役員会において協議の上補充し、その任期は前任者の残余期間とする。
- 第7条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。
- 第8条 会議の議長は副会長が務める。
- 第9条 総会は年1回開催し、また必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 第10条 役員会は、総会から委嘱された事項、その他必要な事項を協議する。
- 第11条 本会の会計は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。
- 第12条 会費は1年会費とし、年度当初に1,000円納入する。
卒業生は、卒業時に大方高等学校同窓会会費を納入し同窓会並びに学友会の終身会員となる。
- 第13条 本会の会計は4月に始まり翌年3月に終る。

付 則

平成20年3月16日から施行する。